

### 8・3 内航海運暫定措置事業

内航海運暫定措置事業は、運輸大臣(現国土交通大臣)が1998年5月15日に認可した内航海運暫定措置事業規程に基づき、日本内航海運組合総連合会(内航総連)により、内航海運組合法上の調整事業として同日より実施されており、現在までの実施状況は資料(【資料8-3-1】)の通りとなっている。同事業に係る解撤等交付金制度については、2015年度をもって終了、建造等納付金制度に移行した。解撤等交付金制度終了までに約1,309億円が交付されていたが、当該事業にかかる所要資金の返済原資となる建造等納付金は、これまでに約1,552億円が納付されている。

本事業の運営資金として(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構から借り入れた資金は、2021年8月に完済し、収支が相償ったことから、国土交通省との協議の結果、本事業を終了することとなった。

内航総連は、毎年度発行している「内航海運の活動」の令和4年度版の中で本事業について、「本事業は、船舶の解撤促進にともなう船腹量の引き締め、代替建造の船の大型化・近代化、解撤交付金による中小零細企業の市場からの円滑な撤退を促し、事業者数の適正化に寄与する等、内航海運の構造改善促進の効果においても大きな意義があった」と評している。(本事業の概要および終結に向けた環境整備等については『船協海運年報2015』「8・3」を参照)